

## 相談コーナー

子育でに関する相談は3ページをご覧ください。

小郡市役所 🏗 72 - 2111

#### 小郡市消費生活相談室

契約トラブル、悪質商法被害等の 消費者相談を受け付けます。

- ▶日時 毎週月·火·木·金曜日/ 午前9時~正午、午後1時~4時
- ▶会場・問い合わせ先 小郡市消費 生活相談室(市役所南別館3階) (内線144)

## 心配ごと相談

暮らしや家庭での問題など、さまざまな悩みや相談に応じます。

#### ▶期日

- ○一般相談 8月6日(木)·20日(木)
- ▷弁護士相談 8月27日(木)
- ※弁護士相談は予約が必要です。 27日の相談は20日(木)の午前9 時から電話受付、先着6人。
- ▶時間 午後1時~4時
- ▶会場 総合保健福祉センター「あ すてらす」
- ▶申込・問い合わせ先 小郡市社 会福祉協議会 ☎ 73 - 1120

#### 子どもの養育費等に関する法律相談

母子家庭の養育費に関する弁護 士による法律相談を行います。

- 昼の相談 午後1時~3時
- ▶期日 8月5日、9月2日の水曜日
- **夜の相談** 午後6時30分~8時30分
- >期日 7月22日、8月12日・26日、9月9日の水曜日
- ▶会場 クローバープラザ(春日 市原町3丁目)
- ▶定員 1日4人(先着順、1人 30分)
- ▶予約先 県母子寡婦福祉連合会 事務局☎ 092 - 584 - 3922

# 毎月勤労統計調査特別調査へ ご協力ください

厚生労働省と福岡県は、労働者の 賃金や労働時間などの変化について 調査を実施しています。8月~9月 にかけて、調査地区の各事業所へ、 県知事が任命した調査員がお伺いし、 常用労働者数などをお聞きしますの で、ご協力をお願いします。お聞き した内容を本調査以外に使用するこ とはありません。

調査地区 小郡·小板井·稲吉 厚生労働省·福岡県

#### 特設人権相談

- ▶ **日時** 8月21日(金) / 午前10 時~午後3時
- ▶会場 人権教育啓発センター (旧健康センター)
- ▶問い合わせ先 人権・同和対策 課(内線 432)

### 身体障害者補聴器相談

- ▶日時 8月5日(水) /午後1時~2時
- ▶会場 福祉課(市役所東別館)
- ▶問い合わせ先 福祉課社会福祉 係(内線 442)

#### 教育相談

- ▶ **日時** 每週月~金曜日/午前 9 時~午後 5 時
- ▶会場 教育センター内教育相談室(旧宝城幼稚園)
- ▼電話番号 フリーダイヤル 0120 - 73 - 7867
- ▶問い合わせ先 教務課教務係 (内線 512)

#### 養育費の電話相談業務

母子家庭のお母さんまたは離婚 協議中の人を対象に養育費の電話 相談業務を実施しています。相談 を希望する人は、ご連絡ください。

- ■電話受付時間 午前9時~午後4時(土・日・祝日を除く)
- ▶相談受付先 県母子家庭等就業・自立支援センター☎ 092 584 3931

## 多重債務相談窓口のご案内

福岡財務支局では、自らの収入で返済しきれないほどの借金を抱えお悩みの人からの相談に応じ、相談者の抱える借金の状況等をお聞きするとともに、必要に応じ、弁護士、司法書士などの専門家に引き継ぎを行います。

お気軽にご相談ください。(電話相談・面談可)

- ●対応時間 月曜日〜金曜日(年 末年始および祝日を除く)/午前 9時〜正午 午後1時〜5時
- ●相談先・問い合わせ先 福岡財務支局☎ 092-411-7291 ホームページ

http://www.mof-fukuoka.go.jp/tajusaimu

#### 婦人母子相談

DVや母子家庭の悩み、また母子家庭の母、児童に対する就学支度・修 学資金などの相談を受け付けます。

- ▶相談日 月·火·木·金/午前9時 ~午後4時
- ※8月6日(木)までに予約した人の み9日(日)午前9時~午後4時の 相談を受け付けます。
- ▶会場 市役所東別館福祉課(9日のみ総合保健福祉センター「あすてらす」☎72-6666)
- ▶申込·問い合わせ先 福祉課社会 福祉係(内線 442)

#### 行 政 相 談

行政の仕事や特殊法人の仕事について、苦情や要望をお受けします。

- ▶ **日時** 8月3日(月) / 午前10時 ~午後3時
- ▶会場 市役所北別館第2研修室
- ▶問い合わせ先 総務課防災・庶 務係(内線 244)

### 交通事故相談

- ▶ **日時** 8月4日(火)·18日(火)/ 午前10時~午後4時
- ▶会場 市役所北別館第2研修室
- ▶問い合わせ先 総務課防災・庶 務係(内線 244)

## 食の相談をお受けします

小郡市食生活アドバイザー(市から委嘱を受け、学習を重ねながら、幼稚園・保育所などで食育活動を行っているグループ)が、普段の家庭料理の工夫や子育て経験をもとに相談に応じます。

- ▶日時 毎週金曜日(祝日は休み) /午後1時30分~3時30分
- ▶場所 総合保健福祉センター「あすてらす」 1 階「食の啓発・相談コーナー」
- ※毎週月~土曜日(日曜・祝日は休み)/午前10時~午後4時には、地域で食生活改善のためのボランティア活動を行っている「健康を守る母の会(健母の会)」会員が対応します。
- ▶問い合わせ先 健母の会 「食の啓 発・相談コーナー」
  - ☎72 6666 (内線 140)